

社会福祉法人金沢手をつなぐ親の会
役員及び評議員等の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人金沢手をつなぐ親の会(以下「法人」という。)定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 評議員等とは、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む。)及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 法人は、役員及び評議員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 理事長に支給する報酬は、月額50,000円の範囲内とする。
- 3 理事長の報酬の支給日、支給方法並びに報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める社会福祉法人金沢手をつなぐ親の会職員給与規程(以下「給与規程」という。)に準ずるものとする。
- 4 理事長以外の役員及び評議員等に支給する報酬は、法人の会議に出席したとき、又は法人の職務を行った場合、1回あたり若しくは日額として6,000円を支給することができるものとする。ただし、当法人の職員から選出された理事及び評議員選任・解任委員には支給しないものとする。
- 5 各年度の総額は、理事長以外の役員及び評議員等に対して600,000円を超えない範囲内とする。

(費用)

第4条 役員等が、職務のため出張する場合の費用については、社会福祉法人金沢手をつなぐ親の会旅費支給規程に準ずるものとする。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(規程の改正等)

第5条 この規程の改正及び廃止については、評議員会の決議を経て行うものとする。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、役員及び評議員等の報酬等並びに費用に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

1 施行期日

この規程は、平成29年6月20日から施行する。

令和 3年 6月 22日 一部改正

2 次に掲げる規程は、廃止する。

社会福祉法人金沢手をつなぐ親の会理事等報酬規程（平成17年4月1日施行）